

# 平成28年度市民福祉事業・福祉活動助成のご案内

## —— 福祉活動・ボランティア活動を支援します ——

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会では、平成28年度市民福祉事業・福祉活動助成の対象事業・活動を、次の要領で募集いたします。

この制度は、福祉に関する新しい事業や活動をめざす団体又はグループ(以下団体という)などを対象として助成を行い、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会が行う事業の一つであり、昭和56年の制度発足以来、多くの団体に助成してまいりました。

## 募集要項

### 1 助成の目的

神戸市民の福祉の発展・向上に資する事業・活動の実施や研究に対する助成を行い、もって福祉都市神戸の創造に寄与することを目的とする。

### 2 助成対象団体

次のすべての要件に該当する団体とします。

- ①事業・活動の拠点が神戸市内であること。
- ②神戸市民を対象に福祉事業・ボランティア活動を行う団体、または福祉に関する研究・調査・学習を行う団体であること。
- ③申請する活動の企画、実施から報告まで、責任を持って履行できる団体であること。  
また、申請する事業・活動は申請団体が実施し、他団体との共催ではないこと。
- ④政治又は宗教を主たる目的とする団体でないこと
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)の統制の下にある団体でないこと
- ⑥原則として本助成を過去3年以内に受けたことのない団体であること。  
ただし、児童文庫等の貸し出し、読み聞かせ用の図書・書籍等購入については、過去3年以内に助成を受けていても対象とします。

### 3 助成対象事業・活動

市民の福祉向上または地域社会の福祉が向上する事業・活動で、かつ次のすべての要件に該当する神戸市内で行われる福祉活動及び研究。

- ①他の機関から助成を受けていない事業・活動であること。
- ②申請内容について計画性・具体性・実現性があること
- ③助成の対象となる事業の成果が、助成を受ける者ではなく、広く市民一般に及ぶものであること。

#### 4 事業の実施期間(助成対象となる事業の期間)

平成28年度中に行われる事業を対象とします。

#### 5 助成の内容及び対象経費

内 容	対象経費
機器・備品・活動促進・調査・研究・学習費助成	
<p>◎申請団体の活動に必要な機材・備品の購入費や会場使用の費用</p> <p>◎新たな活動を開始する団体やこれまで活動を行ってきた団体が、新たに実施する事業や事業の改善・拡充に必要な費用</p> <p>◎福祉に関する調査・研究・学習費用 (アンケート調査、車いすマップ作成、高齢者福祉学習等)</p>	<p>①会場使用料 ・活動を行うために使用する会場・施設の使用料</p> <p>②通信運搬費 ・切手代、宅配便料金、器材運搬費等</p> <p>③機材借上費 ・音響設備、ビデオプロジェクター借り上げ等対象事業実施期間中に必要な機材のレンタル料</p> <p>④備品・物品購入費 ・機材・什器備品(比較的長期間の使用に耐える物)の購入費 ・消耗品等の購入費</p> <p>⑤印刷製本費 ・パンフレット、チラシ、ポスター、アンケート用紙、事業紹介冊子印刷等</p> <p>⑥謝金、交通費 ・講師、外部協力者への謝礼、交通費(団体構成員に対するものを除く)</p> <p>⑦児童文庫等の貸し出し、読み聞かせ用の図書・書籍等購入費</p> <p>⑧その他 ・当該事業実施に必要な不可欠と認められる経費 ①～⑦に該当しない経費を具体的に記入すること。その際、見積書等費用の積算資料を添付するとともに、必要性を説明すること 例)原稿執筆料、デザイン料</p> <p>* 申請の際には金額のわかる資料として見積書の添付が必要です。 なお、②通信運搬費は金額内訳が分かる資料を作成してください。</p>

※団体の運営上必要とされる恒常的な経費(事務所の賃借料、光熱費、電話代・切手代等の管理費、従来から恒常的に発生している事務用機器メンテナンス経費・事務用機器買替経費、人件費等)は対象となりません。また、事業・活動における飲食・湯茶代も対象とはなりません。

※申込は1団体につき1件とします。

※介護保険法または障害者総合支援法の指定事業所の運営にかかる経費は対象となりません。

※単発的なイベントのみの開催経費も対象とはなりません。

#### 6 助成額

(1) 1件あたり原則として50万円を限度とします。

ただし、児童文庫の貸し出し、読み聞かせ用の書籍購入費は5万円を限度、福祉の学習にかかる助成は10万円を限度とします。

なお、今年度中に活動を始めるために新たに立ち上がったグループや団体には今年度を含む最大3か年を限度に合計80万円までの助成する制度を設けています。(下記「7新規活動複数年助成を参照」)

(2) 助成金額は、当協会予算の範囲内でそれぞれの申請内容に応じて選考したうえで決定します。また、物品・備品購入費等は市場価格との比較で減額される場合があります。

## 7 新規活動複数年助成

今年度中に新たに活動を始めるために立ち上がったグループ・団体や新規分野の事業に取り組むグループ・団体には今年度を含む最大3か年で80万円を限度とした新規活動複数年助成という制度を設けています。（1年度あたり2団体までを対象とします）

今年度と翌年度が年間あたり30万円を限度、3年目は20万円を限度とし合計80万円までの申請も受付けています。

ただし、新たに立ち上がったグループ・団体を優先し、活動状況・実績を年度ごとに調査・審査しますので助成期間や金額を保障するものではありません。

## 8 必要書類

(1)申請書（様式1を使用）

(2)団体の会則

(3)役員及び会員名簿（役員名簿は様式2を使用）

(4)団体の予算・決算書（原則として直近2年間のもの）

(5)助成対象の経費見積書、パンフレット又はカタログ

(6)その他参考となる資料（申請団体が掲載された新聞記事、団体広報紙等）

・新規活動複数年助成申請の場合は、3か年の活動方針・運営計画書・収支予算が必要となります。また、翌年度以降、毎年上記(1)～(6)をご提出いただき、必要に応じて追加的な資料の提出を求める場合があります。

## 9 選考の基準

選考にあたっては次の事項を勘案します。

(1)事業内容が、市民の福祉向上に向けて創意工夫のあるもの、又は市民の新しい福祉のニーズに対応しうるもの。

(2)助成を受けることによりその効果が期待できるもの。

(3)先駆性がある事業と認められるもの、あるいは実験的な事業又は福祉活動を開発する審査にあたっての優先項目とするような内容であると認められることを優先します。

(4)当協会から過去に助成を受けていない団体を優先して選考します。

## 10 助成の決定

選考結果については8月下旬頃に申込者あてに郵送で通知をいたします。

## 11 報告書の提出

助成金の使途や事業成果等について平成28年度末までに当協会へ所定書式にて報告をいただきます。（平成29年3月31日消印有効）

※なお、対象経費については報告の際に領収書（原本）が必要となります。

## 12 その他

(1)助成金の使途が申請事業以外の場合、期限までに事業が完了しない場合、または期限までに報告書が提出されない場合は、助成金を返還していただくことがあります。

(2)助成決定された団体は当協会ホームページで公表する場合があります。

### 13 申請手続

受付期間 平成28年4月1日(金)～5月31日(火) 9時～17時 (土日祝を除く)

受付最終日は混雑しますので、できるだけ早めにお申し込みください。

申請方法 必ず来所時間を電話で予約の上、「8 必要書類」記載の書類を当協会(北区しあわせの村)までご持参下さい。郵送やFAX、メール等では受け付けておりません。

なお、ご持参の際に、申請事業等に関する簡単な聞き取りを行います。

※申請書類は提出前にコピーして保管しておいてください。

(助成の可否を問わず提出された書類は返還いたしません)

※申請書は当協会ホームページからダウンロードすることも可能です。

### 14 個人情報の取扱い

申請書及び関係書類に記載された個人情報は、本人の同意を得ることなく本助成の目的以外には使用しません。

#### お問い合わせ先・申請先

〒651-1102 神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1 しあわせの村内  
(公財)こうべ市民福祉振興協会 福祉活動助成の係

TEL (078) 743-8017